

支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会 (第2回) 議事次第

日時：令和5年12月11日(月)12:30~14:30

場所：こども家庭庁庁議室(2204B)

1. 開会

- ・加藤大臣御挨拶

2. 議事

- ・支援金制度等の具体的設計について

3. 閉会

<配布資料>

- 資料1 支援金制度等の具体的設計について(素案)(概要)
- 資料2 支援金制度等の具体的設計について(素案)

<参考資料>

- 参考資料1 (第1回懇話会参考資料3) 支援金制度等の具体的設計について(参考資料)
- 参考資料2 第1回支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会における主な意見

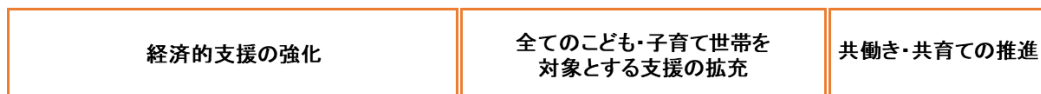
支援金制度等の具体的設計について（素案） （概要）

加速化プランを支える安定的な財源の確保

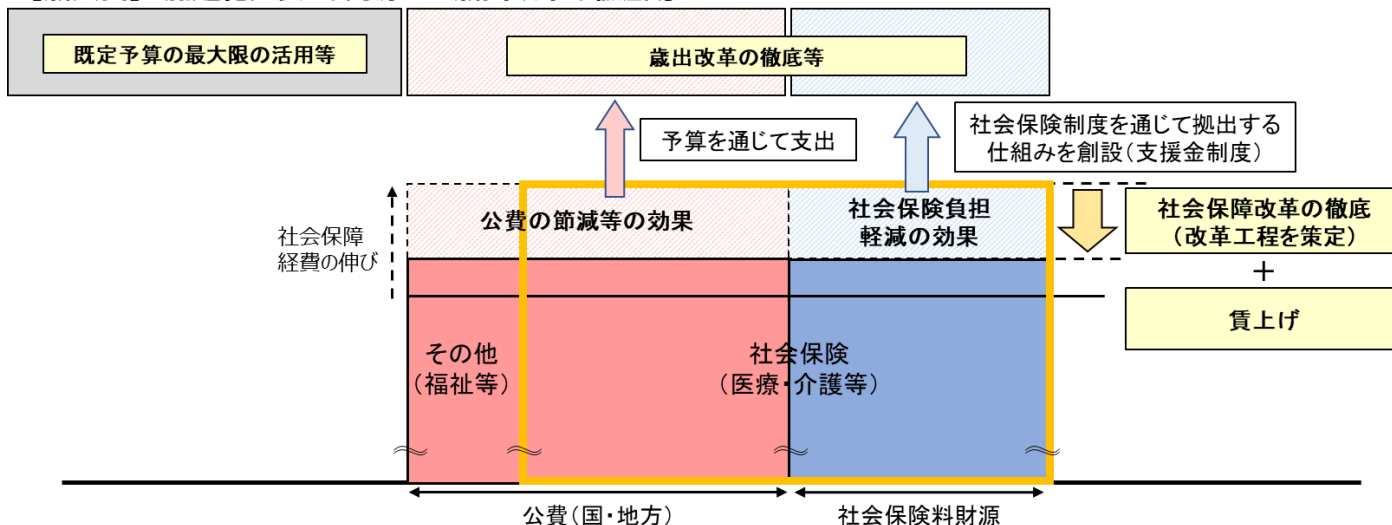
(実質的な負担とならないよう取り組む中で少子化対策を実施する)

- 「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)は、少子化が我が国の直面する最大の危機であり2030年までがこれを食い止めるラストチャンスであるとの認識の下、3兆円半ばにも及ぶ「加速化プラン」を実現することによって、これまでにない抜本的な政策強化を図ることとした。これにより、我が国の一人当たり家族関係支出はOECDトップ水準のスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進する。
- 加速化プランの実施に当たり、こども家庭庁の下に、2025年度にこども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)を創設し、既存の特別会計事業を統合しつつこども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進める。
- 加速化プランを支える財源については、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、国民に実質的な負担が生じないこととした。2028年度までに、既定予算の最大限の活用等、歳出改革による公費節減及び支援金制度の構築により、安定財源を確保する。戦略方針は「若い世代の所得を増やす」ことを基本理念の第一に掲げ、賃上げなど経済成長への取組を先行させることとしている。

【歳出面】 加速化プラン完了時点 3兆円半ば



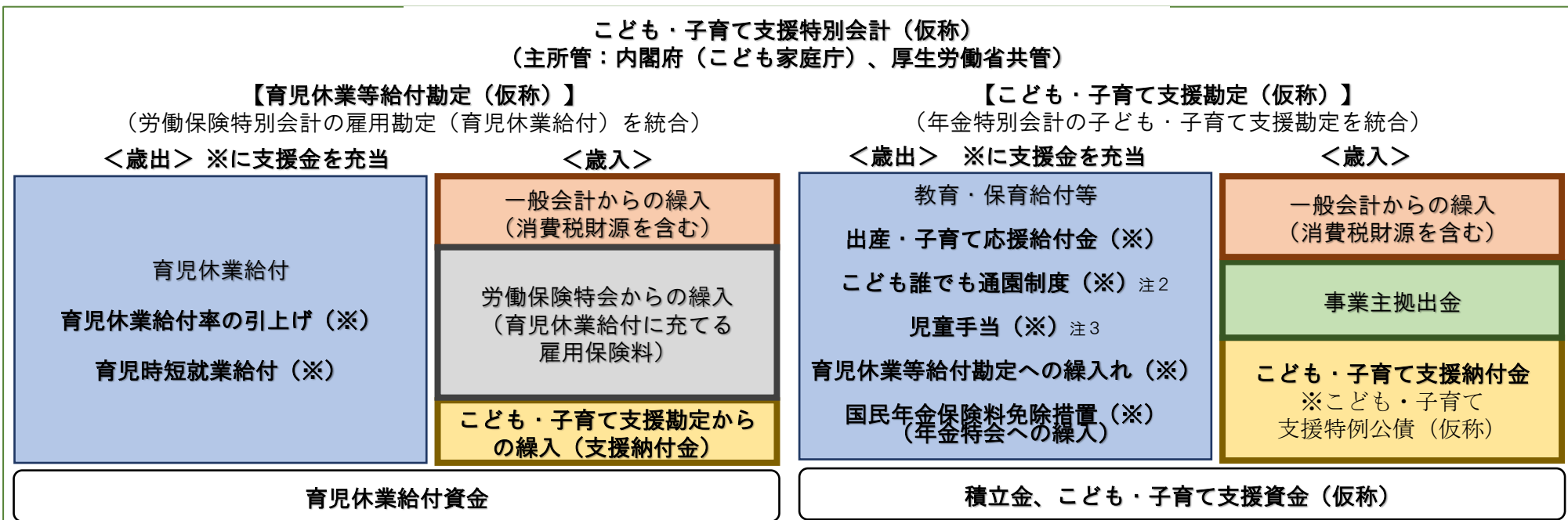
【歳入面】 加速化プランの財源 = 歳出改革の徹底等



こども・子育て支援特別会計の創設による見える化（1）

特別会計の骨格と歳出・歳入

- こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、新たな特別会計（いわゆる「こども金庫」）として、2025年度から、こども・子育て支援特別会計（仮称）を設置し、特定の財源を活用して実施する事業を一般会計と区分して経理する。
※ 特別会計については、財政法第13条第2項において、特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合等に限り、法律を以て、設置するものとされている。
- これにより、こども・子育て政策に関して、予算の一覧性が高まるとともに、給付と拠出の関係が一層明確化。
- 特別会計における主な歳出・歳入、こども・子育て支援納付金を充当する事業（※）は以下のとおり。^{注1}



注1：これまで社会保険料や子ども・子育て拠出金を充当してきた事業を踏まえつつ、「こども未来戦略方針」の「加速化プラン」に基づく制度化等により新設・拡充する制度であって、対象者に一定の広がりのある制度に充てる。具体的には、まず、これまで比較的支援が手薄だった妊娠・出産期から0～2歳のこどもに係る支援から充当することとし、事業名及び支援納付金による各事業額に対する充当割合を法定する。

注2：現物給付であり、地域によって提供体制の整備状況が異なることから、類似する現行制度における財源構成も踏まえ公費により一部を負担することとし、具体的な財源構成割合については予算編成過程の中で決定する。

注3：「加速化プラン」において全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化するための拡充を図ることから、現行制度における財源構成も踏まえつつ、支援納付金を財源の一つとして位置づけることとし、具体的な財源構成割合については予算編成過程の中で決定する。

こども・子育て支援特別会計の創設による見える化（２）

給付先行型の枠組み

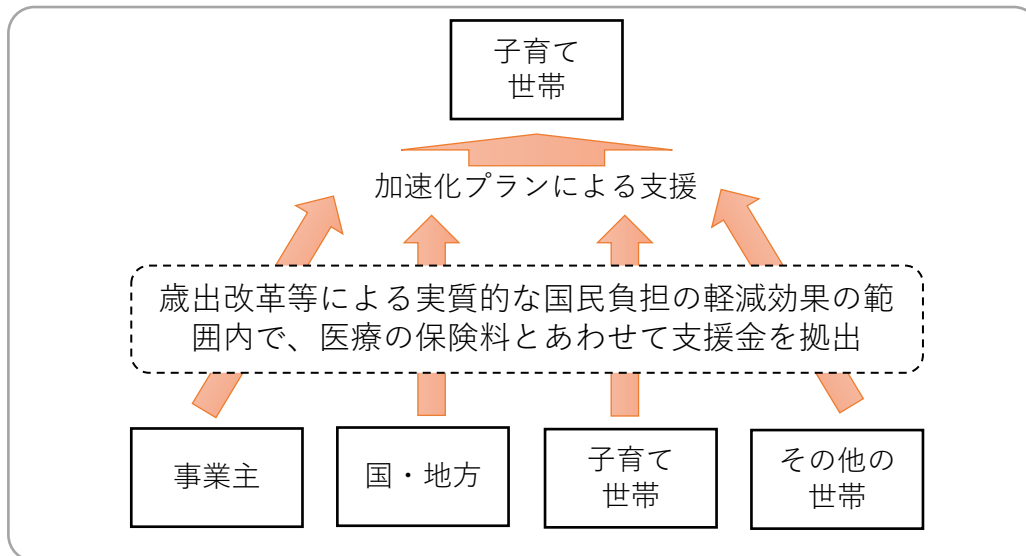
- 今般の少子化対策は、令和10年度までかけて積み上げていく財源確保を待つことなく、令和8年度までを「集中取組期間」とする、いわば給付先行型の枠組みであり、「こども・子育て支援特例公債」（仮称）（こども金庫が発行する特会債）の発行がそれを可能にする。
- 支援納付金の収納が満年度化するまでの間、支援納付金を充当する事業に要する費用について、つなぎとしてこども・子育て支援特例公債を発行する。支援納付金はその償還にも充当できる。
- 支援納付金やこども・子育て支援特例公債（仮称）の収入に係る決算剰余金が、支援納付金を充当する経費以外に使われることのないよう、こども・子育て支援資金（仮称）を設置して分別管理する。

こども・子育て支援金制度（1）

新しい分かち合い・連帯の仕組みの構築

- 少子化・人口減少は、我が国の社会・経済全体に大きな影響を及ぼす。逆に、実効性のある少子化対策の推進は、高齢者を含むすべての国民、企業を含む経済全体にとって、極めて重要な受益となる。今般の政策強化は、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」を実現するため、これまでの財源規模では対応できなかった制度化等を盛り込んでおり、広い範囲の子育て世帯に確かな支援拡充となる。
- すなわち、支援金制度は、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える、新しい分かち合い・連帯の仕組みである。
- 支援金の議論に当たっては、給付と合わせて考えることが重要である。この点、支援金の規模は今後定まるものではあるが、その規模を大きく上回る「加速化プラン」が実行される。また、企業とともに、高齢者も含めたすべての世代が、さらに歳出改革の努力によって生み出された公費も併せて、子育て世帯を支える仕組みとすることで、子育て世帯は、拠出を大きく上回る給付を受ける。
- その上で、支援金が個々人にとって過度な影響とならないよう、拠出額は負担能力に応じた仕組みとするなどの設計が重要である。

こども・子育て支援金制度



- 少子化対策が実効性を持つためには、戦略方針の基本理念である「社会全体の構造・意識を変える」ことが必要
- 支援金制度を単なる拠出の枠組みではなく、「新しい分かち合い・連帯の仕組み」と捉え、子育て世帯を全世代、全経済主体が支え、応援していくことが重要

こども・子育て支援金制度（2）

支援金と医療保険について

- 支援金制度は、充当代象事業にかかる費用の拠出のため、医療保険者（後期高齢者医療広域連合を含む。以下同じ。）に被保険者等から保険料とあわせてこども・子育て支援金を徴収していただき、国にこども・子育て支援納付金として納付することを願いますこととする。

[医療保険者に支援金の徴収等をお願いする考え方]

- * 我が国の社会保険制度は、拠出の中心を現役世代が担い、給付の多くを高年齢世代が受ける構図となっている中で、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけることは、すべての国民と全経済主体にとって極めて重要な受益を持つのみならず、医療保険制度を含む社会保険制度の持続可能性を高め、その存立基盤に係る重要な受益。また、医療保険制度に新しい分かち合い・連帯の仕組みを組み込み、実効性ある少子化対策を実現することは、制度を支える連帯の仕組みをさらに強固にすることにもつながる。
- * 医療保険制度は、他の社会保険制度に比べて賦課対象者が広く、支援金制度と同様、全ての世代による分かち合い・連帯の仕組みである。現役世代も幅広い給付を受けているほか、世代を超えた支え合いの仕組みが組み込まれているとともに（後期高齢者支援金）、本年創設された出産育児支援金は、後期高齢者が現役世代の出産を支えるもので、医療保険制度における分かち合い・連帯の枠組みは、特に近年一定の広がりを持っている。
- * 支援金の充当代象事業を実施することによってこどもの成育環境の改善・整備等が図られることは、心身の健康の維持・向上にもつながると期待され、このことは各医療保険者にとっても重要。

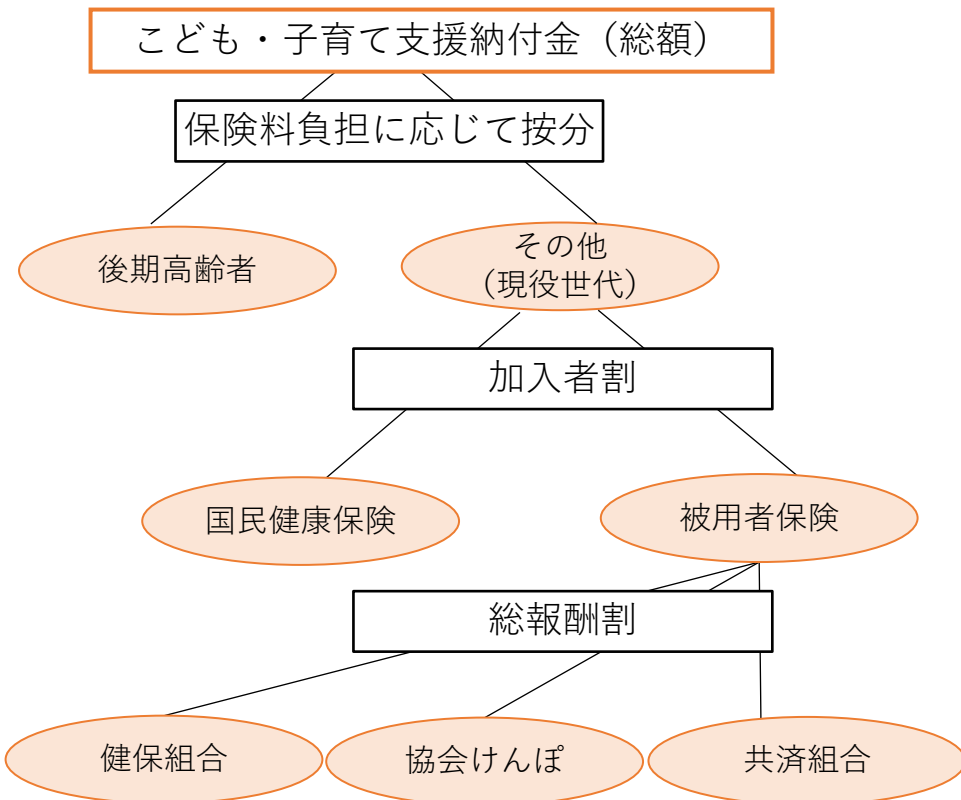
(支援納付金と支援金)



こども・子育て支援金制度（3）

支援納付金の徴収

- 各年度における支援納付金の総額は、充当事業の所要額の変動に対応するため、毎年末の予算編成過程において、その見込み額を基に、こども家庭庁が支援金を拠出する立場にある関係者等の意見を聴取しつつ、その年度までに生じた実質的な社会保険負担軽減の効果の範囲内で決定。
 - 支援納付金総額に対する医療保険者間での費用負担の分担については、以下のとおり。
 - * 後期高齢者医療制度とその他の医療保険制度：後期高齢者と現役世代の医療保険料負担に応じて按分（現行の出産育児支援金における按分と同様）
 - * 被用者保険と国民健康保険制度：加入者数に応じて按分（現行の介護納付金、後期高齢者支援金における按分と同様）
 - * 被用者保険間：総報酬に応じて按分（現行の介護納付金、後期高齢者支援金における按分と同様）
- ※ 支援納付金の医療保険者からの徴収に係る事務については、介護納付金の事務を参考としつつ、国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施する。



① 後期高齢者と現役世代の被保険者

後期高齢者と現役世代の被保険者については、稼得能力に差があるため、支払能力に応じて分かち合うという考え方から、医療保険料負担に応じて按分

※ 後期高齢者医療が現役世代への給付を支援する出産育児支援金制度における按分と同様

② 国民健康保険と被用者保険

国民健康保険と被用者保険については、所得捕捉に違いがあることも踏まえ、一人当たりで公平に分かち合うという考え方から、加入者数で按分

※ 介護納付金等における按分と同様

③ 被用者保険者間

被用者保険間については、それぞれの所得の多寡を考慮し、支払能力に応じて分かち合うという考え方から、総報酬で按分

※ 介護納付金等における按分と同様

こども・子育て支援金制度（4）

支援金の徴収

- 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。^{注1}
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の金額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。^{注2}
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における支援金の賦課に当たっては、負担の公平性の観点から、金融所得を勘案することについて、引き続き検討を行う。
- 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。^{注3}

注1 被用者保険については、実務上、国が一律に示すこととする。

注2 未就学児の5割分は公費負担とし、未就学児の残りの5割分及び6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこどもにかかる10割分については、対象となるこども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることとする。

注3 具体的には以下の措置等を講じる方向で検討。

- 医療保険各法等に基づく医療保険者に対する事務費負担金等について介護納付金の例に倣い支援納付金分を追加計上。
- 国民健康保険組合に対する国による補助（特定割合の算定対象に支援納付金の納付に要する費用に対する国の補助の割合を追加）。
- 国民健康保険における、国・都道府県による定率の公費負担について、支援納付金の納付に要する費用を算定対象とする。
- 都道府県及び市町村が、支援納付金の納付に要する費用に対して補助又は貸付ができることとする。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における財政安定化基金の対象に支援金を含める。
- 国民健康保険において、支援納付金の納付に要する費用を調整交付金の算定対象とする。
- 後期高齢者医療制度における広域連合間の財政力の不均衡の調整は、支援納付金の算定時に行うこととする。
- 後期高齢者医療制度における災害時等の減免分について、調整交付金の交付対象として位置づける。

こども・子育て支援金制度（5）

実施時期等

- 以上の内容に沿って、2024年通常国会への法案提出に向けて、引き続き検討する。
- 支援金制度は、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減効果を生じさせた範囲内で構築するものであり、また、その徴収に当たっては、医療保険者や社会保険診療報酬支払基金等における相当程度の準備作業が必要であり、後期高齢者医療制度における保険料改定作業等も踏まえる必要がある。
- こうした点を踏まえ、支援金制度は、2026年度から開始して2028年度までに段階的に構築することとする。あわせて、法律において、支援金制度は上述の実質的な社会保険負担軽減効果の範囲内で構築することや、2028年度までの各年度の支援金総額、歳出改革（全世代型社会保障制度改革）の推進の基本的考え方など、必要な事項を規定する。

支援金制度等の具体的設計について（素案）

令和 5 年 12 月 11 日
こども家庭庁

1 支援金制度についての基本的な考え方

（実質的な負担とならないよう取り組む中で少子化対策を実施する）

- 少子化対策の抜本強化の基本的方向と「加速化プラン」の内容は、本年 6 月 13 日に「こども未来戦略方針」（以下「戦略方針」という。）として閣議決定された。

戦略方針は、少子化が我が国の直面する最大の危機であり、2030 年までがこれを食い止めるラストチャンスであるとの認識の下、「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」という 3 つの基本理念を掲げ、3 兆円半ばにも及ぶ「加速化プラン」を実現することによって、これまでにない抜本的な政策強化を図ることとした。これにより、我が国のこども・子育て関係予算は、こども一人当たりの家族関係支出で見て、OECD トップ水準のスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進する。
- これを支える財源については、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、国民に実質的な負担が生じないこととした。

このため、全世代型社会保障制度を構築する観点に立った歳出改革等を引き続き行うことで、医療・介護の保険料の伸びの軽減を図る必要がある。
- 少子化対策は主に現在の結婚・子育て世代に向けたものであることを踏まえれば、その財源は、原則として将来世代の負担に帰すべきものではない。

また、戦略方針は、「若い世代の所得を増やす」ことを基本理念の第一に掲げ、賃上げなど経済成長への取組を先行させることとした。こうした取組と歳出改革を進めることによって、国民生活や経済政策と調和しつつ、できる限り円滑に抜本的な対策を推進していくこととしたものである。
- 少子化対策は待ったなしの課題であり、令和 10 年度までかけて積み上げていく財源確保を待つことなく、令和 8 年度までを「集中取組期間」とし、特に児童手当の抜本的拡充は令和 6 年度中に実施することとしている。いわば、給付先行型の枠組みとしたものであり、こども・子育て支援特例公債（仮称）（こども金庫が発行する特会債）の発行がそれを可能にすることとなる。

（新しい分かち合い・連帯の仕組みの構築）

- 妊娠・出産・育児の各ステージを支える現行の支援は、医療保険料、雇用保険料、子ども・子育て拠出金といった社会保険・拠出金制度とともに、税財源（公費）の組み合わせにより支えられている。特に、企業において

は、これまでも、将来の労働力の維持確保につながる等の趣旨から、子育て支援のための拠出を行ってきた。

- 少子化・人口減少は、わが国の社会・経済全体に大きな影響を及ぼすものである。逆に、実効性のある少子化対策の推進は、高齢者を含むすべての国民、企業を含む経済全体にとって、極めて重要な受益を持つものである。また、今般の政策強化は、基本理念の一つである「全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する」を実現するため、これまでの財源規模では対応できなかった幅広い現物・現金給付や、共働き・共育てを推進するための経済支援の制度化等を盛り込んでおり、特に児童手当について所得制限なくその対象を高校生年代までに恒久的に拡充することは、現在は中学生以下の、あるいはこれから生まれてくる子どもたちを含め、広い範囲の子育て世帯に確かな支援拡充となる。
- すなわち、支援金制度は、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える、新しい分かち合い・連帯の仕組みである。
- 日本の社会保険制度においては、医療、年金、労災、雇用保険に加え、平成12年に、国民の介護負担を社会化するとの考え方の下、新しい連帯の仕組みとして介護保険制度が創設され、これにより、所得に関わらない普遍的な給付が抜本的な量的拡充とともに実現した。今般の取組は、日本の社会保障制度において、未だ残されていた課題に対応するものといえる。
- 支援金を議論するに当たっては、拠出面のみに着目することは適当ではなく、給付と合わせて考えることが重要である。この点、支援金の規模は今後定まっていくものではあるが、これは、歳出改革と賃上げで生み出された社会保険負担軽減効果の範囲内で構築されるものであり、歳出改革による公費の節減効果や既定予算の活用が図られることによって、支援金の規模を大きく上回る規模の「加速化プラン」が実行されることとなる。また、支援金が充当される事業のみでみた場合でも、企業とともに、高齢者も含めたすべての世代が、さらに歳出改革の努力によって生み出された公費も併せて、子育て世帯を支える仕組みとすることにより、子育て世帯は、拠出を大きく上回る給付を受ける。
支援金という拠出を得て給付を拡充することは、市場を通じて得られる所得を子育て世帯に再分配するものとして捉える視点が重要である。このことは、本年4月に子ども基本法が施行された中で掲げられている「子どもまんなか社会」という大きな政策動向にも沿ったものである。
- その上で、支援金が個人にとって過度な影響とならないようにする必要があり、このため、拠出額は負担能力に応じた仕組みとするなどの設計が重要である。

(支援金と医療保険について)

○ 支援金制度は、出産・子育て応援給付金、共働き・子育てを推進するための経済支援、こども誰でも通園制度(仮称)、児童手当に充てるものとして、医療保険者(後期高齢者医療広域連合を含む。以下同じ。)に被保険者等から保険料とあわせて支援金を徴収していただき、国に納付することをお願いすることとする¹。医療保険者が支援金の賦課・徴収を行うこととする考え方は、以下のとおりである。

- ・ 我が国の社会保険制度は、拠出の中心を現役世代が担い、給付の多くを高齢世代が受ける構図となっている中で、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけることは、すべての国民と全経済主体にとって極めて重要な受益を持つのみならず、医療保険制度を含む社会保険制度の持続可能性を高め、その存立基盤に係る重要な受益となる。また、医療保険制度に新しい分かち合い・連帯の仕組みを組み込み、実効性ある少子化対策を実現することは、制度を支える連帯の仕組みをさらに強固にすることにもつながる。
- ・ 医療保険制度は、我が国の社会保険制度の中で最も古く創設され、疾病や負傷のみならず出産や死亡に関する幅の広い安心の礎として機能してきた。全ての世代が加入しており、他の社会保険制度に比べて賦課対象者が広く、支援金制度と同様、全ての世代による分かち合い・連帯の仕組みである。他方、給付には、出産手当金やかつての育児手当金を含む出産育児一時金などが含まれ、現役世代も含め幅広い給付を受けている。さらに、後期高齢者支援金にみられるとおり、世代を超えた支え合いの仕組みが組み込まれているとともに、本年の法改正において創設された出産育児支援金は、後期高齢者が現役世代の出産を支えるものであり、医療保険制度における分かち合い・連帯の枠組みは、特に近年、一定の広がりを持っている。
- ・ 医療保険制度の保険料が、保険給付だけでなく、疾病の予防や医療提供体制の確保などにも充てられてきている中、支援金の充当対象事業を実施することでこどもの成育環境の改善・整備等が図られることは、被保険者の心身の健康の維持・向上にもつながると期待され、これは各医療保険者にとっても重要な意義を有する。

(見える化の必要性)

○ 支援金制度は、こうした基本的な考え方に立ち、新しい分かち合い・連帯の仕組みとして創設するものであるから、その前提として、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を実現する枠組みを設ける必要がある。

¹ 支援納付金を充当する事業や充当割合が法定されることや、当面のこども数の推移を考えると、今般の少子化対策による政策効果を見込むとしても、高齢化等に伴う自然増がある医療や介護等と異なり、基本的に増額していく性格のものとならない。

2 支援金制度等の具体的設計

- 以上を踏まえ、支援金制度等の具体的設計については、別紙のとおりとする。

3 今後について

- 少子化対策を支える安定的な財源を確保するに当たって重要となる歳出改革等については、別途、社会保障の改革工程の策定に向けた検討が行われてきたところである。
- 本素案の内容については、今後、こども未来戦略会議の議論を経て、令和6年通常国会へ関連法案を提出する予定である。今後、更に制度の細部を検討するに当たっては、これまでに有識者等から意見があった諸点、例えば、政府全体として歳出改革の取組や賃上げの取組を着実に実行する、制度に対する不安や不信につながらないように十分な説明を行う、医療保険者の事務的・財政的な負担等に配慮するといった点に、引き続き留意する必要がある。
- 今、私たちは、人口減少社会という重大な危機に対峙しており、次の時代を切り拓くための岐路に立っているといても過言ではない。そして、戦略方針の基本理念である「社会全体の構造・意識を変える」ことがなければ、少子化問題の解決は見通せない。本素案にある支援金制度を単なる拠出の枠組みとしてではなく、新しい分かち合い・連帯の仕組みとして捉え、子育て世帯を全世代、全経済主体がどのように支え、応援するかについて議論し、行動していくことが重要である。こども家庭庁においては、「加速化プラン」に盛り込まれた各事業の意義が実感できるよう、着実に実施しつつこれらを見える化していく。またこれにあわせ、支援金という新しい分かち合い・連帯の仕組みについて理解が深まるよう、努力を続けていくものである。

(別紙) こども・子育て支援特別会計とこども・子育て支援金制度

- 以下の内容に沿って2024年通常国会への法案提出に向けて、引き続き検討する。

1 こども・子育て支援特別会計

(骨格と見える化)

- こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、新たな特別会計(いわゆる「こども金庫」)として、2025年度から、こども・子育て支援特別会計(仮称)を設置し、特定の財源を活用して実施する事業を一般会計と区分して経理する。
- 同特別会計は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援に係る事業を経理する「こども・子育て支援勘定」(仮称)と雇用保険法に基づく育児休業等給付に係る事業を経理する「育児休業等給付勘定」(仮称)に区分する。
- これにより、こども・子育て政策に関して、予算の一覧性が高まるとともに、給付と拠出の関係がより一層明確化される。

(特別会計における歳入)

- 同特別会計における歳入は、主に以下のとおりとする。
 - ・ 一般会計からの繰入金
 - ・ 子ども・子育て拠出金
 - ・ 育児休業給付に充てる雇用保険料
 - ・ こども・子育て支援納付金(以下「支援納付金」という。)
 - ・ こども・子育て支援特例公債(仮称)の収入

(特別会計における歳出)

- 同特別会計における歳出は、主に以下のとおりとする。このうち※については、支援納付金を充当する²。
 - ・ 子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付
 - ・ 子ども・子育て支援法に基づく地域・子ども子育て支援事業等
 - ・ 雇用保険法に基づく育児休業給付
 - ・ 出産・子育て応援給付金の制度化(※)
 - ・ 共働き・共育を推進するための経済支援(両親がともに一定期間以上の育児休業を取得した場合の育児休業給付率の引上げに相当する部分、育児時短就業給付(仮称)の創設、自営業者・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置としての国民年金第1号被保険者についての育児期間に係る保険料免除措置の創設)(※)

² これまで社会保険料や子ども・子育て拠出金を充当してきた事業を踏まえつつ、「加速化プラン」に基づく制度化等により新設・拡充する制度であって、対象者に一定の広がりのある制度に充てる。具体的には、まず、これまで比較的支援が手薄だった妊娠・出産期から0～2歳のこどもに係る支援から充当することとし、事業名及び支援納付金による各事業額に対する充当割合を法定する。

- ・ こども誰でも通園制度（仮称）（※）³
- ・ 児童手当（※）⁴

- なお、支援納付金の収納が満年度化するまでの間、支援納付金を充当する事業に要する費用について、つなぎとしてこども・子育て支援特例公債を発行する。支援納付金はその償還にも充当できる。
- あわせて、支援納付金やこども・子育て特例公債の収入に係る決算剰余金が、支援納付金を充当する経費以外に使われることのないよう、こども・子育て支援勘定（仮称）に、こども・子育て支援資金（仮称）を設置して分別管理する⁵。

2 こども・子育て支援金制度

（骨格）

- 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内でこども・子育て支援金制度（仮称）を構築する。
- これは、少子化対策に充てる費用について、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く拠出していく仕組みとする。
- 支援金の充当対象事業に係る費用の拠出のため、医療保険者に、こども・子育て支援納付金の納付をお願いし、医療保険者がその納付に充てる費用として、被保険者等から保険料と合わせて支援金を徴収する。

（支援納付金）

- 各年度における支援納付金の総額は、支援納付金を充当する事業の所要額が毎年変動するため、毎年末の予算編成過程において、その見込み額を基に、こども家庭庁が支援金を拠出する立場にある関係者等の意見を聴取しつつ、その年度までに生じた上述の実質的な社会保険負担軽減の効果の範囲内で決定する。
- 支援納付金総額に対する医療保険者間での費用負担の分担については、以下のとおりとする。
 - ・ 後期高齢者医療制度とその他の医療保険制度：後期高齢者と現役世代の医療保険料負担に応じて按分（現行の出産育児支援金における按分と同様）

³ 現物給付であり、地域によって提供体制の整備状況が異なることから、類似する現行制度における財源構成も踏まえ公費により一部を負担することとし、具体的な財源構成割合については予算編成過程の中で決定する。

⁴ 「加速化プラン」において全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化するための拡充を図ることから、現行制度における財源構成も踏まえつつ、支援納付金を財源の一つとして位置付けることとし、具体的な財源構成割合については予算編成過程の中で決定する。

⁵ 子ども・子育て拠出金に係る決算剰余金については、拠出金収入の減により歳入が歳出を下回る場合等に備え、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の積立金として積み立てられているとともに、育児休業給付に充てる雇用保険料に係る決算剰余金については、将来の育児休業給付費の増大に充てるため、労働保険特別会計の雇用勘定の育児休業給付資金に組み入れられている。こども・子育て支援特別会計（仮称）においても、こうした観点から、引き続き積立金及び育児休業給付資金を設ける。

- ・ 被用者保険と国民健康保険制度：加入者数に応じて按分（現行の介護納付金、後期高齢者支援金における按分と同様）
 - ・ 被用者保険間：総報酬に応じて按分（現行の介護納付金、後期高齢者支援金における按分と同様）
- 支援納付金の医療保険者からの徴収に係る事務⁶については、介護納付金の事務を参考としつつ⁷、国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施する。

（支援金）

- 医療保険者が被保険者から徴収する支援金については、被用者保険、国民健康保険・後期高齢者医療制度それぞれの各医療保険者の支援納付金総額に照らし医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、医療保険者ごとに設定⁸する。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割）、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等⁹）を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施する¹⁰。
- 上記の措置に加え、国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の金額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる¹¹。
- また、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における支援金の賦課に当たっては、負担の公平性の観点から、金融所得を勘案することについて、引き続き検討を行う。

（医療保険者に対する財政支援等）

- 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる¹²。また、施行時の措置として、医療保険者にお

⁶ 支援納付金の徴収に当たっての概算及び精算の事務等を指す。

⁷ 現行、介護納付金の事務が存在しない後期高齢者医療制度については、介護納付金又は出産育児支援金の事務を参考とする。

⁸ 被用者保険については、実務上、国が一律に示すこととする。

⁹ 国民健康保険における未就学児分の均等割軽減、産前産後期間分の免除、後期高齢者医療制度における、被用者保険の被扶養者であった者に係る均等割軽減（2年間、5割）及び所得割免除、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における条例に基づく減免を可能とする措置等

¹⁰ 各措置に対応する公費負担についても、医療保険制度の例を踏まえて対応。

¹¹ 未就学児の5割分は公費負担とし、未就学児の残りの5割分及び6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこどもにかかる10割分については、対象となるこども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることとする。

¹² 具体的には以下の措置等を講じる方向で検討。

- ・ 医療保険各法等に基づく医療保険者に対する事務費負担金等について介護納付金の例に倣い支援納付金分を追加計上。

ける準備金等の必要な経費について、必要な措置を検討する。

(実施時期等)

- 支援金制度は、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減効果を生じさせた範囲内で構築するものであり、また、その徴収に当たっては、医療保険者や社会保険診療報酬支払基金等における相当程度の準備作業が必要であり、後期高齢者医療制度における保険料改定作業等も踏まえる必要がある。

- こうした点を踏まえ、支援金制度は、2026年度から開始して2028年度までに段階的に構築することとする。あわせて、法律において、支援金制度は上述の実質的な社会保険負担軽減効果の範囲内で構築することや、2028年度までの各年度の支援金総額、歳出改革（全世代型社会保障制度改革）の推進の基本的考え方など、必要な事項を規定する。

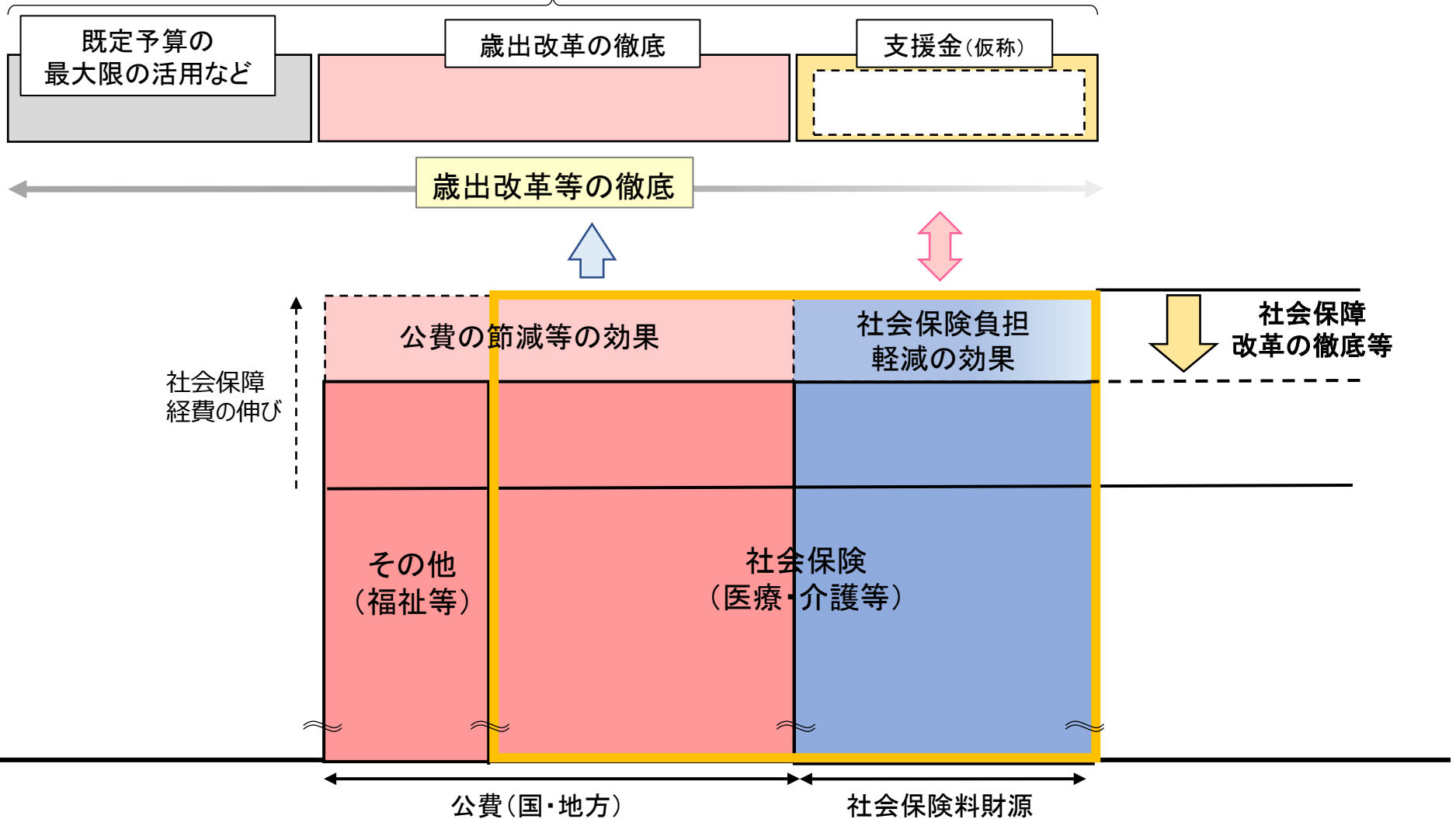
-
- ・ 国民健康保険組合に対する国による補助（特定割合の算定対象に支援納付金の納付に要する費用に対する国の補助の割合を追加）。
 - ・ 国民健康保険における、国・都道府県による定率の公費負担について、支援納付金の納付に要する費用を算定対象とする。
 - ・ 都道府県及び市町村が、支援納付金の納付に要する費用に対して補助又は貸付ができることとする。
 - ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における財政安定化基金の対象に支援金を含める。
 - ・ 国民健康保険において、支援納付金の納付に要する費用を調整交付金の算定対象とする。
 - ・ 後期高齢者医療制度における広域連合間の財政力の不均衡の調整は、支援納付金の算定時に行うこととする。
 - ・ 後期高齢者医療制度における災害時等の減免分について、調整交付金の交付対象として位置付ける。

参 考 資 料

こども・子育て政策の強化（加速化プラン）の財源の基本骨格（イメージ）

令和5年10月2日第7回こども未来
戦略会議資料3-1

加速化プラン



現行事業の概要

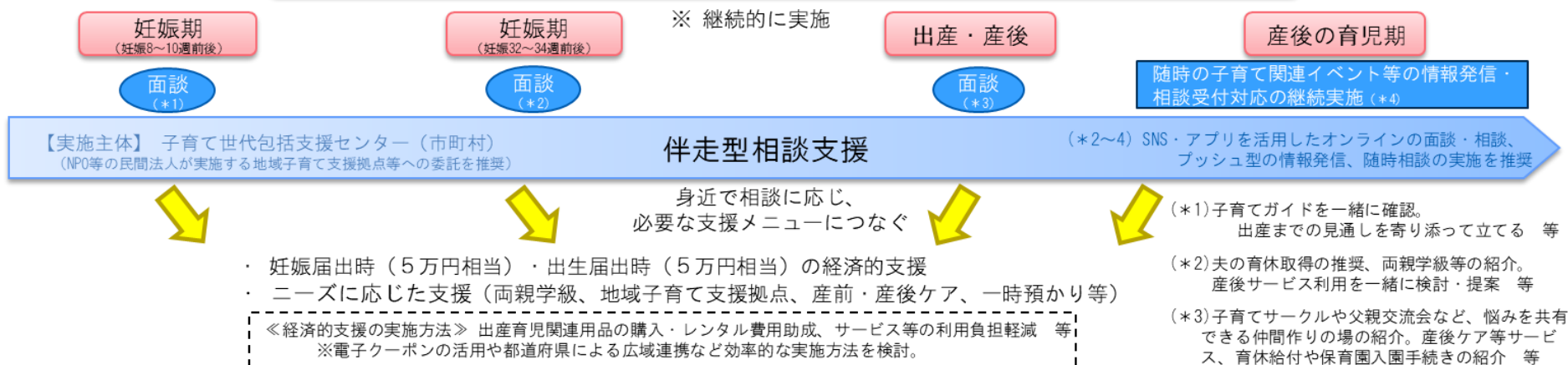
1 事業の目的

- 地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を実施することにより、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ



検討・見直しの方向性

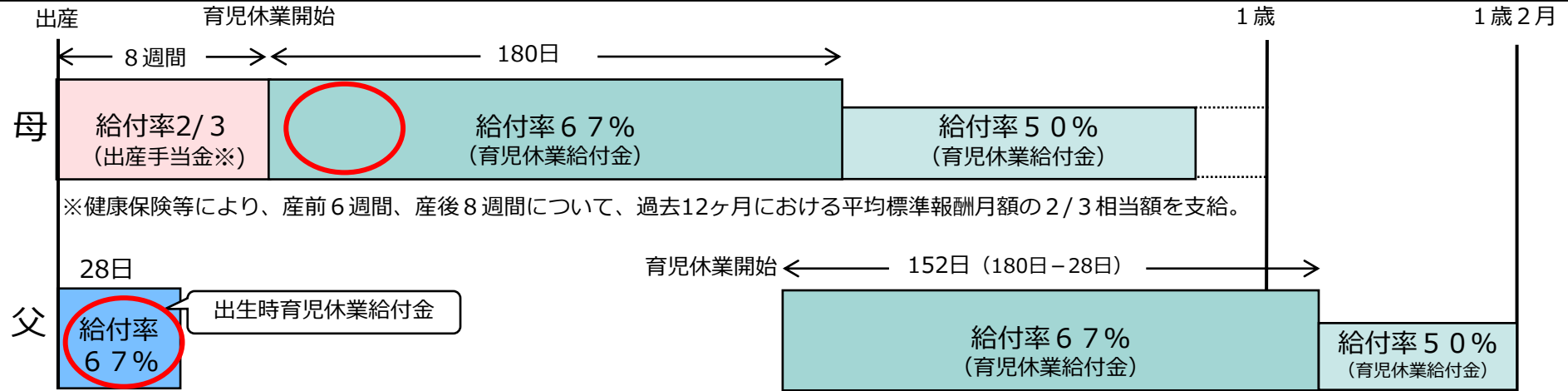
- ・ 令和4年度第二次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」(10万円)について、制度化に向けて検討することを含め、妊娠期からの伴走型相談支援とともに着実に実施する。
- ・ 妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。その際、手続等のデジタル化も念頭に置きつつ制度設計を行う。

育児休業の取得促進（産後の一定期間の育児休業給付の給付率を手取り10割に） 育児期の柔軟な働き方の推進（育児時短就業給付（仮称）を創設）

令和5年10月2日第7回こども未来
戦略会議資料3-2

現行制度の概要

- 育児休業給付は、被保険者期間等の要件を満たす雇用保険の被保険者が育児休業を取得した場合、原則として子が1歳になるまでの間、休業開始から通算180日までは休業前賃金日額の67%（※）（180日経過後は50%）が支給される。
※ 給付が非課税であること及び育児休業期間中の社会保険料免除を加味すると、休業前の手取り賃金の実質8割相当。
- 現状では、育児のための短時間勤務制度を選択し、賃金が低下した労働者に対して給付する制度はない。



検討・見直しの方向性

＜育児休業の取得促進（産後の一定期間の育児休業給付の給付率を手取り10割に）＞

- ・いわゆる「産後パパ育休」（最大28日間）を念頭に、出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するため、給付率を現行の67%（手取りで8割相当）から、8割程度（手取りで10割相当）へと引き上げる。
- ・具体的には、両親ともに育児休業を取得することを促進するため、男性が一定期間以上の「産後パパ育休」を取得した場合には、その期間の給付率を引き上げるとともに、女性の産休後の育休取得について28日間（産後パパ育休期間と同じ期間）を限度に給付率を引き上げることとし、2025年度からの実施を目指して、検討を進める。

＜育児期の柔軟な働き方の推進（育児時短就業給付（仮称）を創設）＞

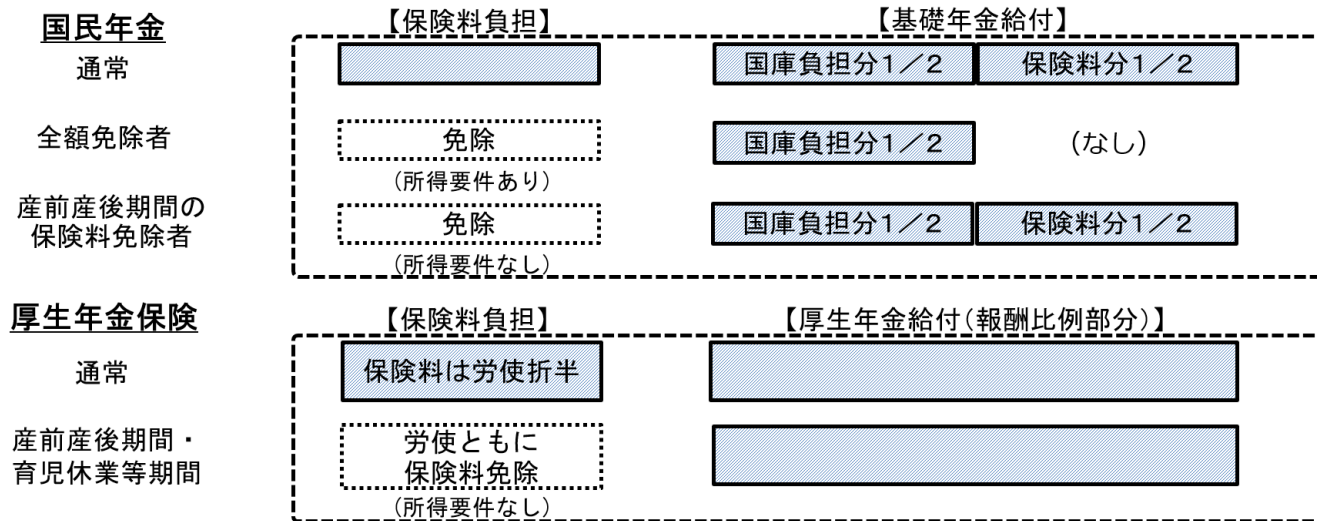
- ・柔軟な働き方として、男女ともに、一定時間以上の短時間勤務をした場合に、手取りが変わることなく育児・家事を分担できるよう、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択したことに伴う賃金の低下を補い、時短勤務の活用を促すための給付（「育児時短就業給付（仮称）」）を創設する。給付水準については、男女ともに、時短勤務を活用した育児とキャリア形成の両立を支援するとの考え方に立って、引き続き、具体的な検討を進め、2025年度からの実施を目指す。その際には、女性のみが時短勤務を選択することで男女間のキャリア形成に差が生じることにならないよう、留意する。

自営業やフリーランス等の方々の育児期間の国民年金保険料の免除

令和5年10月2日第7回こども未来
戦略会議資料3-2

現行制度の概要

- 多様な働き方と子育ての両立支援が求められる中、自営業・フリーランス等については、育児のため休業したとしても、育児休業給付が受けられない状態にある。
- 国民年金では、第1号被保険者の産前産後期間（出産予定日の前月から4か月間）の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金が保障されている（※1）。
（※1）令和3年度末現在、産前産後期間の保険料免除を受けている方の数は、9,186人。
- 厚生年金保険では、産前産後期間・育児休業等期間（最長3歳まで）（※2）の労使の保険料を免除し、免除期間は休業前の給与水準に応じた給付が保障されている（※3）。
（※2）育児・介護休業法等に基づく、①子が1歳（保育所に入所できないなどの場合は、最長2歳）に達するまでの育児休業の期間、または、②子が3歳に達するまでの育児休業の制度に準ずる措置による休業の期間
（※3）令和3年度末現在、産前産後休業及び育児休業等による保険料免除を受けている方の数は、469,331人（男性14,523人、女性454,808人）。



(参考) 令和2年年金改正法の附則の検討規定（第4項は衆議院における修正により追加）

(検討)

第二条

4 政府は、国民年金の第一号被保険者に占める雇用者の割合の増加の状況、雇用によらない働き方をする者の就労及び育児の実態等を踏まえ、**国民年金の第一号被保険者の育児期間に係る保険料負担に対する配慮の必要性並びに当該育児期間について措置を講ずることとした場合におけるその内容及び財源確保の在り方等について検討**を行うものとする。

検討・見直しの方向性

- ・自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金の第1号被保険者について育児期間に係る保険料免除措置を創設することとする。その際、現行の産前・産後期間の保険料免除制度や被用者保険の育児休業期間の保険料免除措置を参考としつつ、免除期間や給付水準等の具体的な制度設計の検討を早急に進め、2026年度までの実施を目指す。

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

検討・見直しの方向性

「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～
(令和5年6月13日閣議決定) (抜粋)

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。

〔新たな通園給付のイメージ〕

- こども1人につき月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みとすることを想定。
- また、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点などの幅広い事業者の取組を想定。

現行の子どものための教育・保育給付

- ・フルタイム就労の者
 - ・パートタイムの者（一定の就労時間以上）等
- ※保育の必要性を市町村が認定することが必要



こども誰でも通園制度（仮称）の創設

- ・専業主婦（夫）等
 - ・育休中の在宅で子育てをする家庭等
- ※就労要件を問わない

※令和5年度からは、未就園児の定期的な預かりモデル事業を実施



- 在宅で子育てしている場合でも、専門職がいる場で、同世代とかわりながら成長できる機会を保障できる。
- 理由を問わず、誰でも簡単に利用でき、育児負担や孤立感を解消できる。
- 給付制度化することで、全国的な提供体制の確保が進みやすくなる。

現行制度の概要

支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで) ※対象児童約1,591万人 (令和3年度年報(令和4年2月末))	所得制限 (夫婦と児童2人)	所得限度額(年収ベース) 960万円未満 ※年収1,200万円以上の者は支給対象外																																												
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 0~3歳未満 一律15,000円 3歳~小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円) 中学生 一律10,000円 所得制限以上 一律5,000円(当分の間の特例給付) 	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> 監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 																																												
		実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施																																												
		支払期月	毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払)																																												
費用負担	<p>財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金(※)で構成 ※ 事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(3.6/1000)を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th>公務員</th> </tr> <tr> <th>年齢</th> <th>給付種別</th> <th>事業主</th> <th>国</th> <th>地方</th> <th>国</th> <th>地方</th> <th>所属庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0歳~3歳未満</td> <td>児童手当</td> <td>7/15</td> <td>16/45</td> <td>8/45</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td rowspan="2">10/10</td> </tr> <tr> <td>特例給付 (所得制限以上)</td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳~中学校修了前</td> <td>児童手当</td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td rowspan="2">10/10</td> </tr> <tr> <td>特例給付 (所得制限以上)</td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table>					被用者			非被用者		公務員	年齢	給付種別	事業主	国	地方	国	地方	所属庁	0歳~3歳未満	児童手当	7/15	16/45	8/45	2/3	1/3	10/10	特例給付 (所得制限以上)		2/3	1/3	2/3	1/3	3歳~中学校修了前	児童手当		2/3	1/3	2/3	1/3	10/10	特例給付 (所得制限以上)		2/3	1/3	2/3	1/3
		被用者			非被用者		公務員																																								
年齢	給付種別	事業主	国	地方	国	地方	所属庁																																								
0歳~3歳未満	児童手当	7/15	16/45	8/45	2/3	1/3	10/10																																								
	特例給付 (所得制限以上)		2/3	1/3	2/3	1/3																																									
3歳~中学校修了前	児童手当		2/3	1/3	2/3	1/3	10/10																																								
	特例給付 (所得制限以上)		2/3	1/3	2/3	1/3																																									

検討・見直しの方向性

- 次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について高校生年代まで延長する。
- 児童手当の多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とする。
- これらについて、実施主体である地方自治体の事務負担も踏まえつつ、2024年度中に実施できるよう検討する。

各社会保険制度の比較

	医療保険	公的年金	介護保険
保険の体系と保険者	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険（市町村国保・国保組合） 被用者保険（健康保険組合、協会けんぽ、共済組合） 後期高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合） 	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金（政府） 厚生年金保険（政府） 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険（市町村及び特別区）
被保険者等	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者等を除くすべての者 	<ul style="list-style-type: none"> 20歳以上60歳未満の者であって厚生年金保険の被保険者・その配偶者を除く（第1号被保険者） 厚生年金保険適用事業所に使用される70歳未満の者（第2号被保険者） 第2号被保険者に扶養されている配偶者（第3号被保険者） 	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の者（第1号被保険者） 40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）
加入者数	<ul style="list-style-type: none"> 約12,475万人（R2.3） 	<ul style="list-style-type: none"> 約6,729万人（任意加入含む。R4.3） 	<ul style="list-style-type: none"> 7,774万人（第1号被保険者3,589万人（R4.3）、第2号被保険者4,185万人。（R3年度平均））

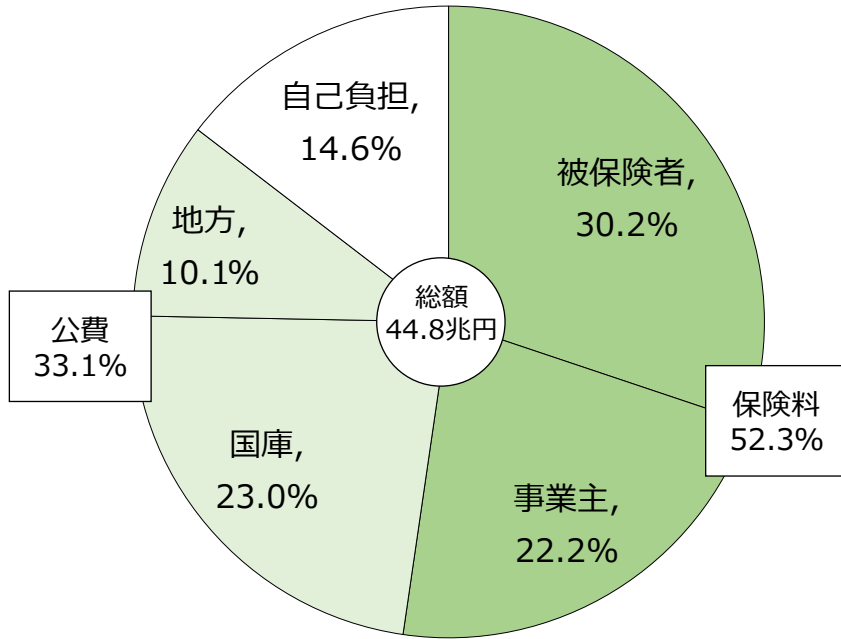
※ その他一般に社会保険制度としては、雇用保険（被保険者：適用事業所に雇用される労働者（31日以上雇用継続見込み、週所定労働時間20時間以上）、被保険者数：約4,444万人（R4.3））、労働者災害補償保険（適用労働者：適用事業所に使用される労働者、適用労働者数：約6,068万人（R3年度末現在））がある。

（加入者数の出典）厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～令和2年度の医療費等の状況～」、「令和3年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」、「令和3年度介護保険事業状況報告（年報）」、「第2号被保険者にかかる介護保険料について」、令和3年度「雇用保険事業年報」、令和3年度「労働者災害補償保険事業年報」

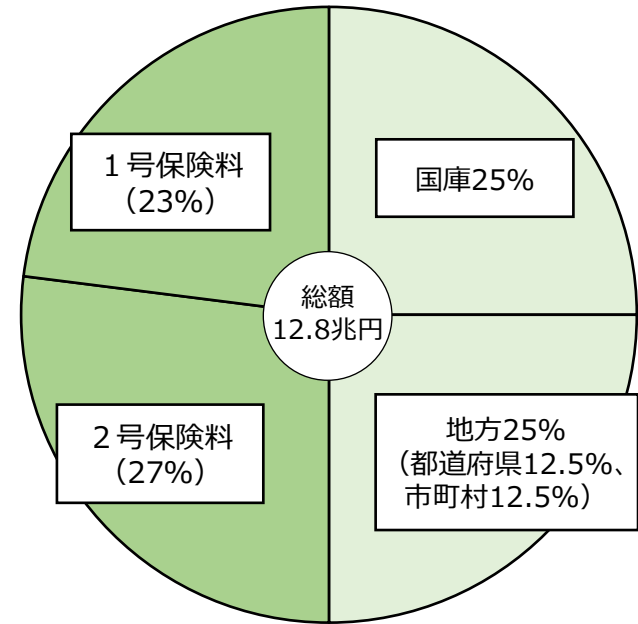
医療保険制度、介護保険制度の財源構成について

○ 我が国の医療保険制度、介護保険制度の財源構成については、以下のとおり。

日本の医療保険における医療費の負担構造（財源別）
（令和5年度予算ベース）



日本の介護給付費の負担構造（財源別）
（令和5年度予算ベース）

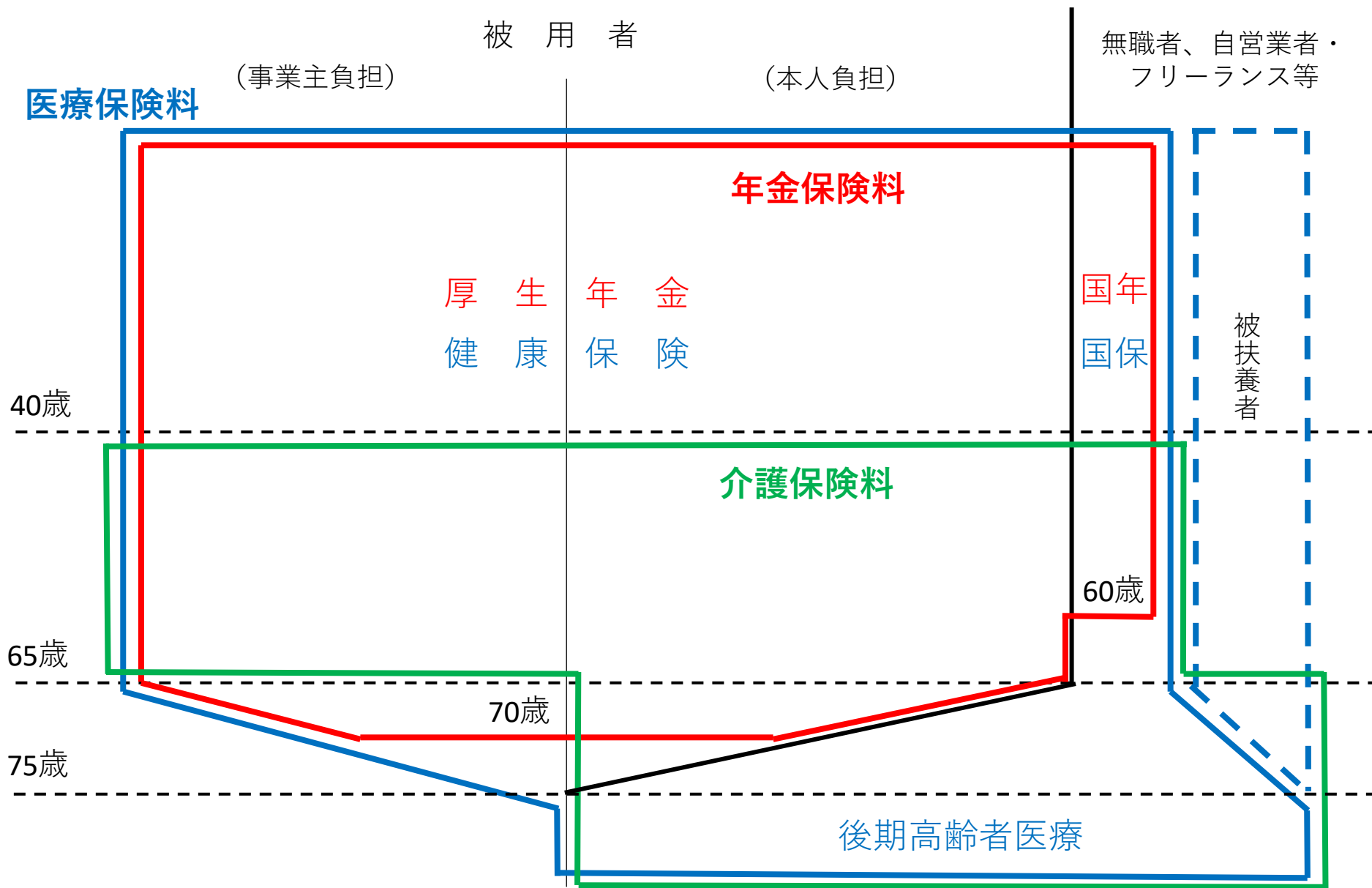


※利用者負担（1割, 2割, 3割）は約1.0兆円

※1号保険料・2号保険料の負担割合は、介護保険事業計画期間（3年）ごとに人口で按分

社会保険料の保険料負担の賦課対象

令和5年5月11日財政制度分科会
資料2（一部修正）

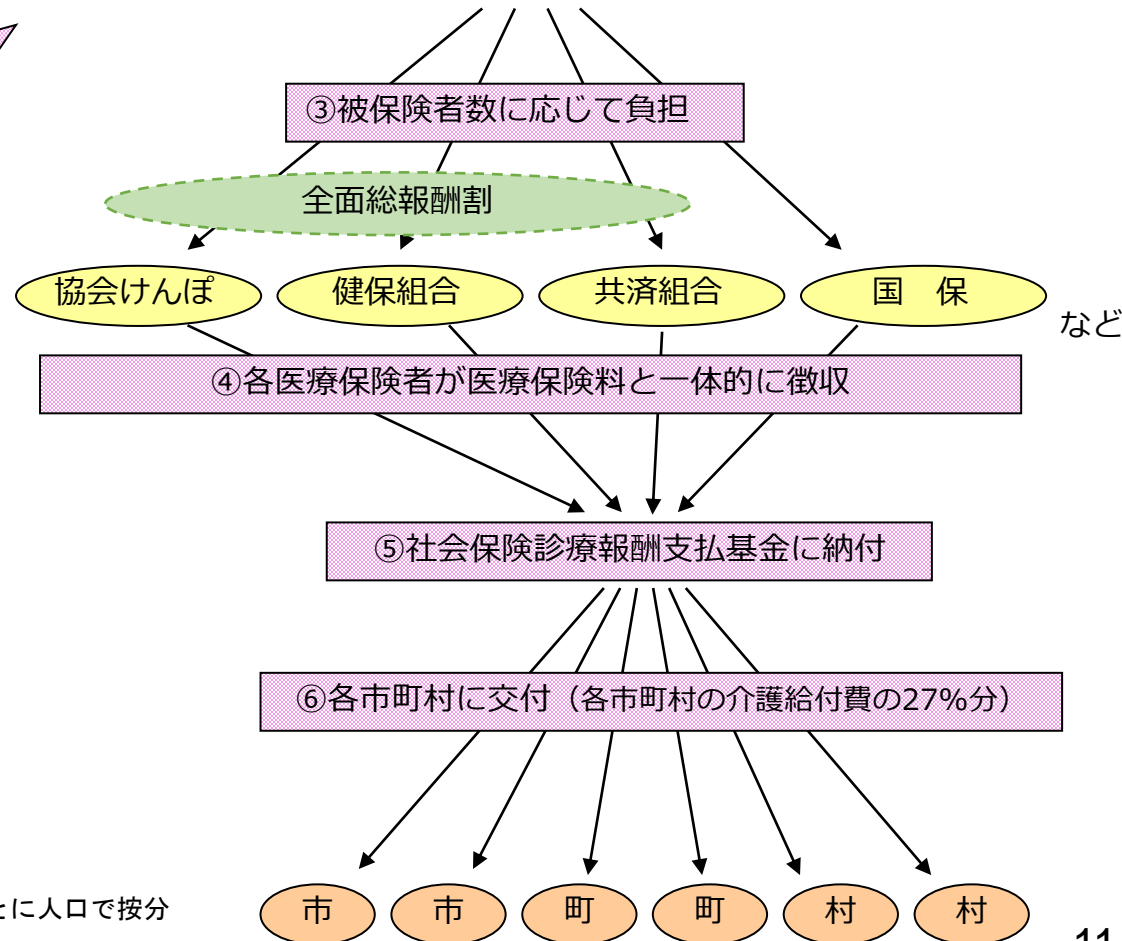
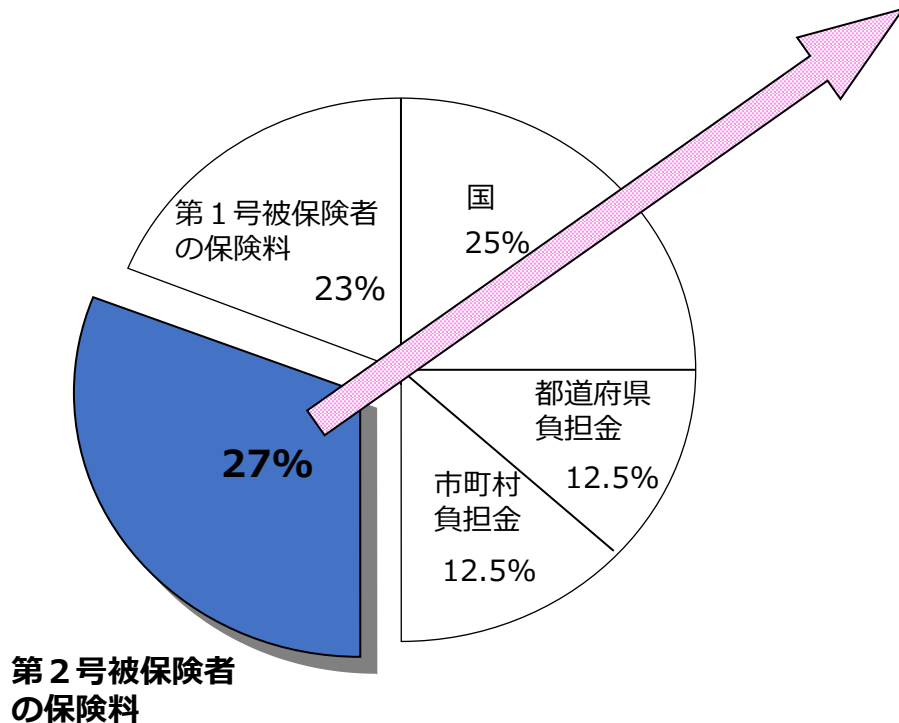


介護納付金の仕組み

- 40~64歳（第2号被保険者）については、介護保険関係法令に基づき計算される納付金額を元に、各医療保険者が保険料を徴収。
- 全国ベースで計算した第2号被保険者一人あたりの負担額について、被用者保険と国民健康保険の間は加入者数に応じて、被用者保険者間は総報酬に応じて、各医療保険者が納付金として一括して納付。

①第2号被保険者（40~64歳）は給付費の27%を負担

②第2号被保険者一人あたりの保険料額を計算
 (介護給付費の27% ÷ 第2号被保険者数 = 第2号被保険者1人当たり保険料額)



※1号保険料・2号保険料の負担割合は、介護保険事業計画期間（3年）ごとに人口で按分

事業主拠出金（子ども・子育て拠出金）について

○ 子ども・子育て支援法に基づき、以下の事業に要する費用に充てるため、政府は事業主から拠出金を徴収。

- ①児童手当の支給（0歳～3歳未満の被用者分）
- ②地域子ども・子育て支援事業（放課後児童クラブ、延長保育事業、病児保育事業）
- ③仕事・子育て両立支援事業
- ④保育の運営費（0～2歳児相当分）

（参考）事業主拠出金率：0.36%（令和2年4月～） 拠出金率の上限：0.45%

【徴収の流れ】

事業主拠出金は厚生年金保険料、健康保険料等とともに事業主から徴収。



■子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（拠出金の徴収及び納付義務）

第六十九条 政府は、**児童手当の支給に要する費用**（児童手当法第十八条第一項に規定するものに限る。次条第二項において「拠出金対象児童手当費用」という。）、**第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用（施設型給付費等負担対象額のうち、満三歳未満保育認定子どもに係るものに相当する費用）**に限る。次条第二項において「拠出金対象施設型給付費等費用」という。）、**地域子ども・子育て支援事業**（第五十九条第二号、第五号及び第十一号に掲げるものに限る。）、**に要する費用**（次条第二項において「拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用」という。）及び**仕事・子育て両立支援事業に要する費用**（同項において「仕事・子育て両立支援事業費用」という。）に充てるため、次に掲げる者（次項において「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

- 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項に規定する事業主（次号から第四号までに掲げるものを除く。）
 - 二 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十八条第一項に規定する学校法人等
 - 三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の三第一項に規定する団体その他同法に規定する団体で政令で定めるもの
 - 四 国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百八号）第二百六条第一項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの
- 2 一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。

（拠出金の額）

第七十条 拠出金の額は、厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限

る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）

（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する育児休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業をしている被用者について、当該育児休業若しくは休業又は当該産前産後休業をしたことにより、厚生年金保険法に基づき保険料の徴収を行わないこととされた場合にあっては、当該被用者に係るものを除く。次項において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

- 2 前項の**拠出金率**は、拠出金対象児童手当費用、拠出金対象施設型給付費等費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額並びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定額、賦課標準の予想総額並びに第六十八条第一項の規定により国が負担する額（満三歳未満保育認定子どもに係るものに限る。）、同条第三項の規定により国が交付する額及び児童手当法第十八条第一項の規定により国庫が負担する額等の予想総額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬものとし、**千分の四・五以内において、政令で定める。**
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により拠出金率を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。
- 4 全国的な事業主の団体は、第一項の拠出金率に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

■子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年六月十三日政令第二百十三号）

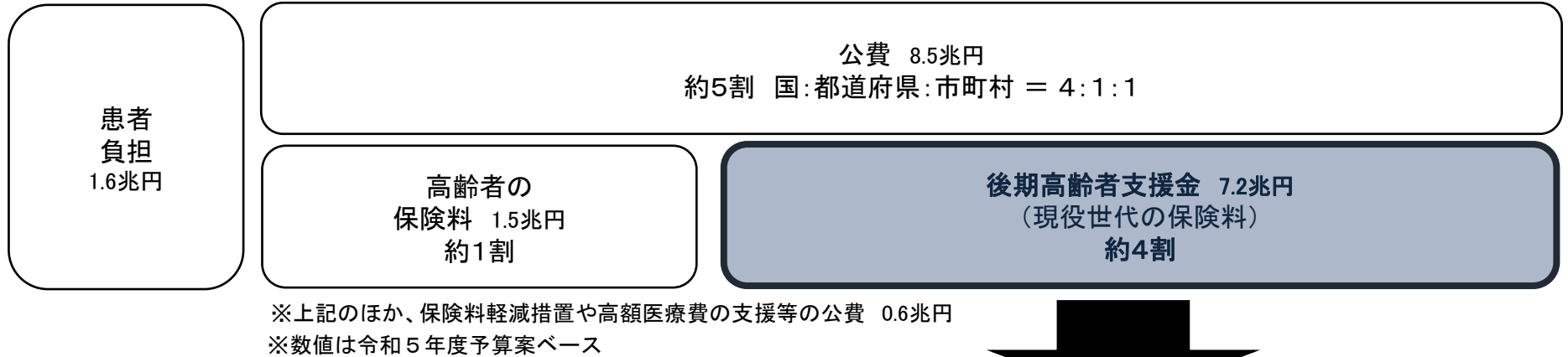
（法第七十条第二項の政令で定める拠出金率）

第二十七条 **法第七十条第二項の拠出金率は、千分の三・六とする。**

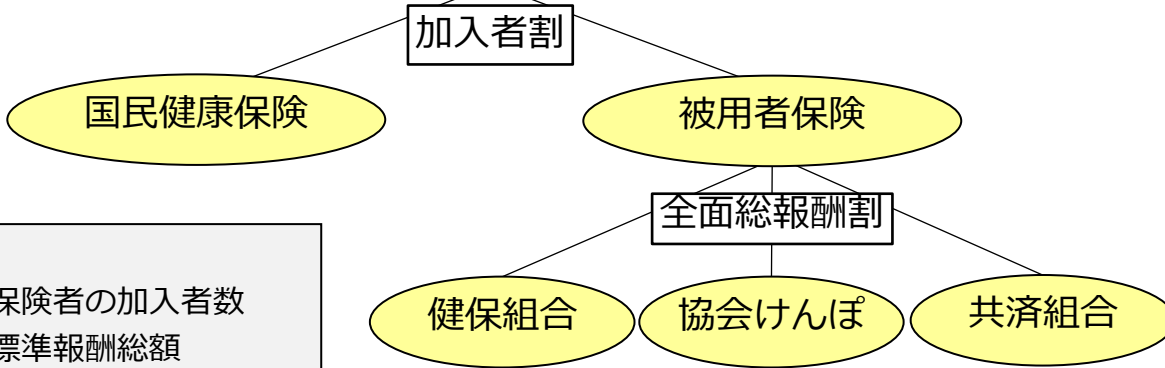
後期高齢者支援金の仕組み

- 高齢者医療を社会全体で支える観点に立って、75歳以上の方の医療費（保険給付）について、現役世代からの支援金で約4割を賄っている。

【後期高齢者医療制度の医療費の負担の仕組み】



加入者一人当たり負担額
(後期高齢者交付金総額 ÷ 加入者総数)



後期高齢者支援金

後期高齢者支援金

【国民健康保険】 = 加入者一人当たり単価 × 当該保険者の加入者数

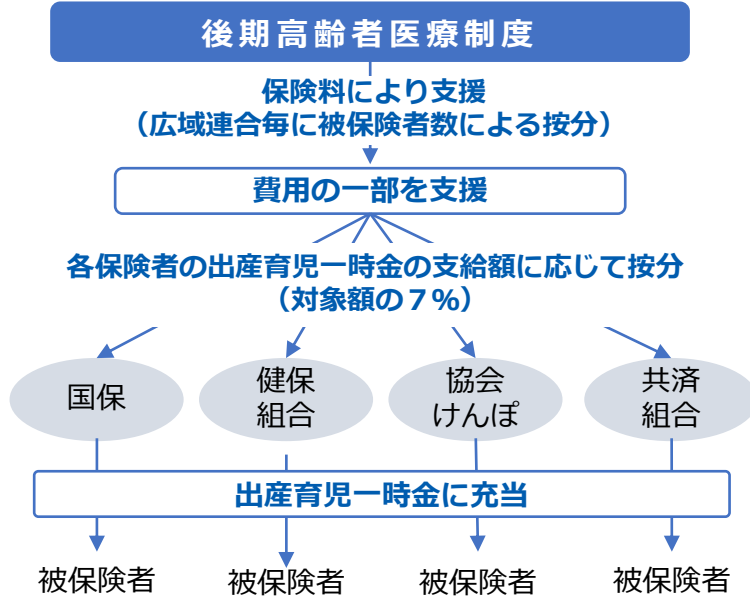
【被用者保険】 = 総報酬割負担率 × 当該保険者の標準報酬総額

※総報酬割負担率 = 全ての被用者保険者の負担額 ÷ 全ての被用者保険者の総報酬額

出産育児支援金の仕組み

- 今後、生産年齢人口は急激に減少していく中で、特に少子化については、これまで様々な対策を講じてきたが、未だに少子化の流れを変えるには至っていない状況。**少子化を克服し、子育てを全世代で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組み**を導入。
- 後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入するに当たり、**現行の現役世代・後期高齢者の保険料負担に応じ、後期高齢者医療制度の支援割合を対象額の7%と設定**。

イメージ



■ 導入時点（令和6年度）

- 現役世代・後期高齢者の保険料負担に応じて、現役保険者・後期高齢者医療制度で出産育児一時金を按分。**

→ 後期高齢者医療の所要保険料（1.7兆円）
 ÷ 全医療保険制度計の所要保険料（24.4兆円） = 7%

< 令和6年度の所要保険料（推計） >

全医療保険制度計	うち後期
24.4兆円	1.7兆円

※ 令和4年度予算ベースを足下として、令和6年度までの人口構成の変化を機械的に織り込んだ推計値。なお、医療の高度化等による伸びは直近の実績値により見込んでいる。

※ 後期高齢者医療制度は、**高齢者医療を社会全体で支えるという観点**に立って平成20年4月に創設。制度創設前は、出産育児一時金を含め子ども関連の医療費について、高齢者世代も負担。

（参考）老人保健制度（高齢者医療制度創設前）
 75歳以上の高齢者は国保・被用者保険に加入し、各々に保険料を納付しつつ、市町村が運営する老人保健制度から給付を受ける仕組み。

- ※ 次期の後期高齢者医療の保険料率改定（2年毎）のタイミングである**令和6年4月から導入**（出産育児一時金の引き上げは令和5年4月～）。
- ※ 高齢者負担の激変緩和の観点から、令和6・7年度の負担額は1/2とする。

健康保険の保険料について

健康保険の保険料は、毎月の給与(標準報酬月額)と賞与(標準賞与額)に保険料率をかけて計算する。

また、保険料は、事業主と被保険者が半分ずつ負担する。

保険料額	保険料額の計算方法		
毎月の保険料額	標準報酬月額	×	保険料率
賞与の保険料額	標準賞与額	×	保険料率

標準報酬月額

(一般的に) 4・5・6月の給与を平均し、標準報酬月額等級に当てはめる

健康保険：1等級(58,000円)～50等級(1,390,000円)

標準賞与額

賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額

[標準賞与額の上限]

健康保険：年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)

保険料率

健康保険：10.00%(協会けんぽの平均)

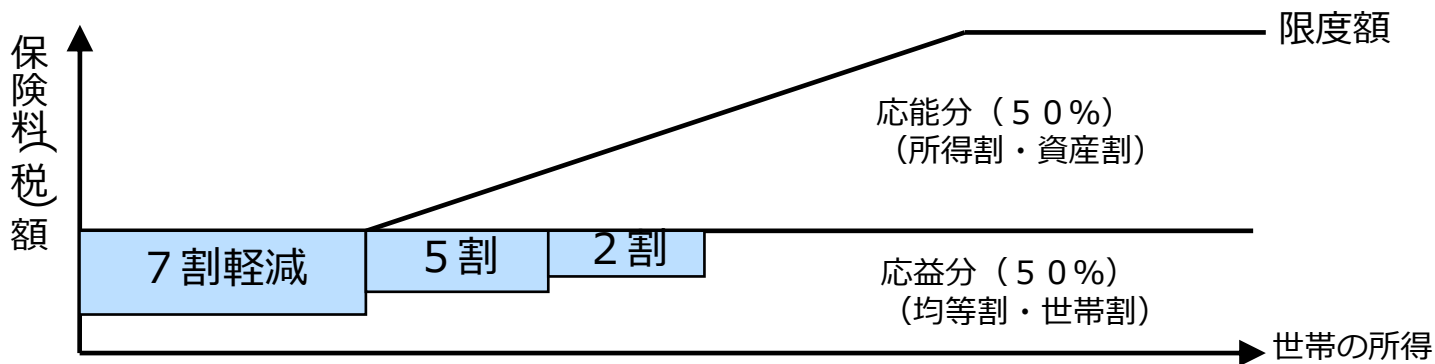
国保保険料の賦課方法について

- 保険料の賦課方法については、以下の表のとおり、受益に応じた応益割と負担能力に応じた応能割があり、応益割・応能割それぞれに2種類の賦課方法がある。
- 実際の賦課においては、各市町村の判断により、2方式(所得割・均等割)、3方式(所得割・均等割・平等割)、4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)のいずれかをとる。

	種類	賦課の方法
応益割	均等割	世帯に属する被保険者数に応じて賦課（子どもを含む）
	平等割	世帯ごとに賦課
応能割	所得割	世帯に属する被保険者の所得に応じて賦課
	資産割	世帯に属する被保険者の固定資産税額に応じて賦課

国民健康保険料（税）について

- 市町村（保険者）は、国民健康保険の給付費の約50%を被保険者が負担する国民健康保険料（税）により賄うこととされている。
- 保険料（税）については、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分（所得割、資産割）と受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分（均等割、世帯割）から構成される。
- 世帯の所得が一定額以下の場合には、応益分保険料（税）（均等割・世帯割）の7割、5割又は2割を軽減している。



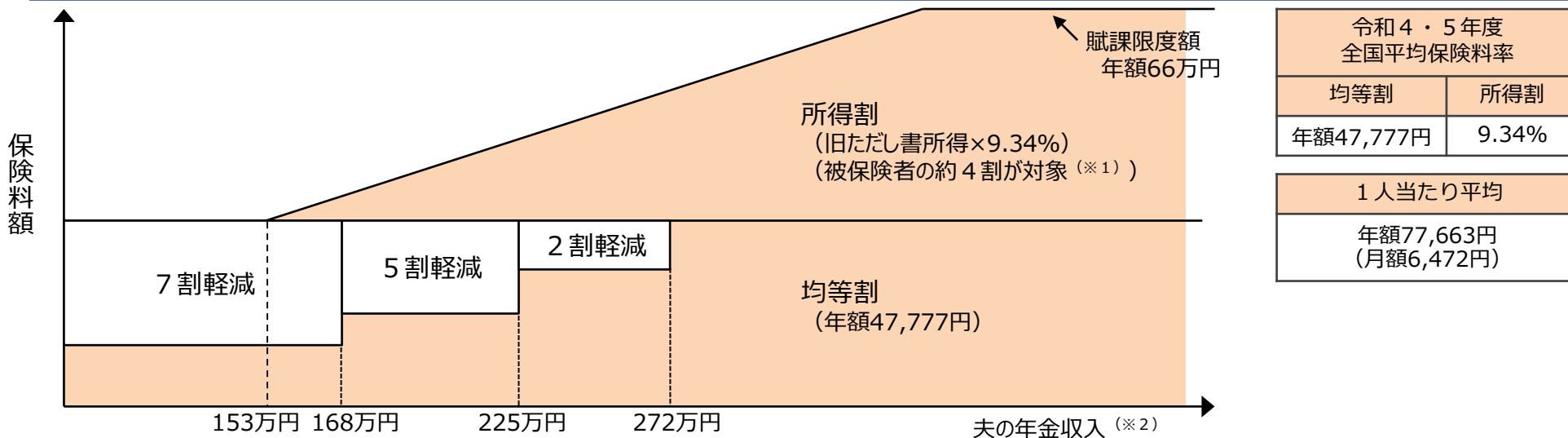
(参考)
 被保険者1人あたり平均均等割額
 35,912円
 ※介護納付金分を含まない。
 ※算定額ベースの金額であり、軽減額等を差し引く前のもの。
 ※出典：令和2年度国民健康保険事業年報

減額割合	対象者の要件（令和5年度） （例：3人世帯（夫婦40歳、子1人）夫の給与収入のみの場合）	世帯数		被保険者数		
			割合		割合	
7割	43万円以下 （給与収入 98万円以下）	526万	29.4%	674万	30.0%	
5割	43万円 + （被保険者数）× 29万円以下 （給与収入 197万円以下）	247万	13.8%	427万	16.4%	
2割	43万円 + （被保険者数）× 53.5万円以下 （給与収入 302万円以下）	191万	10.7%	333万	12.8%	
	※世帯の給与・年金所得者が2人以上の場合は、43万円 + 10万円 × （給与・年金所得者の数 - 1）	全世帯	1,791万	100%	2,597万	100%

※出典：令和3年度国民健康保険実態調査報告

後期高齢者医療の保険料について

- 被保険者の保険料は、条例により後期高齢者医療広域連合が決定し、毎年度、個人単位で賦課（2年ごとに保険料率を改定）。
 - 保険料額は、①被保険者全員が負担する均等割と、②所得に応じて負担する所得割で構成される。
 - ①均等割の総額と②所得割の総額の比率は、1 : 1。
 - 世帯の所得が一定以下の場合には、①均等割の7割 / 5割 / 2割を軽減。
 - 元被扶養者（※）については、75歳に到達後2年間に限り、所得にかかわらず、①均等割を5割軽減。②所得割は賦課されない。
- ※ 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者（被用者の配偶者や親など）であった者



均等割の 軽減割合	対象者の所得要件 (令和5年度)	年金収入額の例		被保険者に 占める割合
		夫婦2人世帯(※2)	単身世帯	
7割軽減	43万円以下	168万円以下	168万円以下	41.5%
5割軽減	43万円(※3) + 29万円×(被保険者数)以下	226万円以下	197万円以下	11.7%
2割軽減	43万円(※3) + 53.5万円×(被保険者数)以下	275万円以下	221.5万円以下	11.2%

(※1) 令和3年度は被保険者の38.9% (令和3年度 後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告)

(※2) 夫婦二世帯で妻の年金収入80万円以下の場合における、夫の年金収入額。

(※3) 被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)

第1回支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会における主な意見

総論

- ・ 少子化対策は、国家・地域の存続に関わる喫緊の課題。
- ・ 育児を社会全体で担っていく、「こどもまんなか」といったキーワードで機運を醸成していく必要。
- ・ 本来は、中長期的な視点から、税と社会保障の一体改革という国民的な議論を行うことが必要。ただしここ数年がラストチャンスということで、今回検討されていると理解。
- ・ 子育て世代である現役世代の負担増とならないよう、徹底した歳出改革、既定予算の最大限の活用を行い、実質的な追加負担を生じさせないものとすべき。
- ・ 賃上げの意欲、効果を減殺しないよう、政府全体としての取組をお願いする。また、支援金の規模や実施時期等については、政策全体で齟齬が生じないように検討してほしい。
- ・ 支援金制度の施行時期については、システム開発に要する期間についても十分配慮して検討してほしい。
- ・ 社会保障の歳出の見直しがその機能の劣化を招いてはならない。財源の確保については、税や財政全体の見直しを排除することなく、幅広い方策を検討すべき。
- ・ 支援金充当事業以外も含め、加速化プランの地方財源を確保してほしい。
- ・ 雇用の安定と質の向上を通じた雇用不安の払拭に向けた実効性ある方策、固定的性別役割分担意識からの脱却、仕事と生活を両立できる環境の整備など、誰もが「安心して子どもを生み育てやすい社会」を実感できるようにする必要。

支援金制度について

- ・ 2000年に介護負担を社会化する考えの下、新しい分かち合い・連帯の仕組みとして介護保険制度が創設された後、今般の取組は、日本の社会保障制度において、いわば最後に残された課題に対応するもの。少子化対策から受益する全ての世代、経済・社会全体が子育て世帯を支える仕組みであるという説明には合理性があり、同じく連帯の仕組みである社会保険のスキームを活用することになじむ。
- ・ 今回の支援金は、全ての国民が将来の保険料負担者である子どもを育むことにつながる制度として位置づけられていると理解。
- ・ 支援金制度の基礎として、新しい分かち合い・連帯ということを提示したということは、全ての世代、個人だけではなく社会・経済の一定の受益ということに着目しているという点が重要。
- ・ こどもから見ると、出生後どのような経済環境に置かれるのかということに関しては予見可能性がなく、社会保険的なリスクと捉えることも可能。
- ・ 賃金を支払う企業とは違う方法で、子育て世代を対象にして収入の途絶や支出の膨張に対応する新たな公的な制度を速やかに準備することは、今の日本社会にとって不可欠。
- ・ 財源調達では、全世代の人たちに薄く広く協力してもらい、給付は子育て世代に集中して手厚く行うようにすれば、給付から負担を引いた純便益は大きなプラスになる。
- ・ 支援金制度は、家計の面から厳しいと感じる方もいるかもしれないが、今まで個人が負担していた子育て費用やキャリアダウン、精神的な負担を社会全体で支える環境になっていくことは、時代の流れから見ても必要。

- ・ 今回の支援金制度は、実質的な負担を生じさせないことが前提となっているとはいえ、新たな拠出を伴うものであることから、制度に対する不安や不信につながるものがないよう、十分な理解の醸成を図ってほしい。
- ・ 新たな支援金は税でもなく、また、医療保険・年金などの保険原理に基づく一般的な社会保険とも異なる性質のものと思われ、まずは国において合理的な説明を行い、国民に納得いただく必要がある。
- ・ 高齢者、低所得者等の負担感がないよう、知恵を出してほしい。
- ・ 教育や児童福祉に関わる財源は公費で賄われてきたことを踏まえれば、税財源を排除し、社会保険制度を通して、法的性質や給付と負担の関係が不明確な支援金制度を新設することは疑問あり。社会保険制度を通じて負担する一方、用途はこども・子育て支援を目的とした施策であり、本来の社会保険制度の趣旨に沿っていないのではないか。また、賦課、徴収や納付という言葉からは、分かち合いや連帯という言葉とは逆の印象を受ける。
- ・ 現行の社会保険制度においても、保険者間の財政調整や、保険者による他制度への拠出に保険料が充てられている例があり、拠出と給付が常に直接結びついているわけではない。支援金制度の本来的性格が分かち合い・連帯の仕組みとするならば、租税とは一線を画するもの。ただし、強制加入・強制徴収という点で、公権力の行使という側面を持つことから、憲法 84 条の租税法律主義の直接適用はないとしても、少なくともその趣旨は及ぶものと考えられ、その点を踏まえた制度設計や配慮が必要。

充当事業について

- ・ 支援金制度が新しい分かち合い・連帯の仕組みであるとするならば、給付については全体として対象者、受益者を広いものとするのが重要であり、事務局が提示された事業はそうした観点から挙げられているものとして、評価したい。
- ・ 乳児院での医療職の配置、あるいは病児保育、あるいは児童福祉の中での小児慢性特定疾病といったものがあり、こどもは大人以上にヘルスと福祉の結びつきが強い。
- ・ 支援金の充当先として、児童手当の所得制限の撤廃や、これまで支援が手薄だった妊娠・出産期から 0～2 歳の支援策にまずは充当するという考え方は妥当。
- ・ 支援金対象事業については基本的に賛成。支援金の用途は各所から理解いただけるものとすべきであり、全国一律の医療費助成制度なども対象にしてほしい。
- ・ 支援金の用途については、法律上明確化し、透明性を確保することが望ましい。
- ・ 子育て世帯が育てやすさを実感できるという観点からは、こども誰でも通園制度や伴走型の支援など、現物給付の拡充が重要。
- ・ 現物給付の場合は、地域性があり、社会保障の仕組みの中では、実施主体も負担を分かち合うことがなされている。
- ・ 公務員分の育児休業給付や児童手当の取扱いについても、支援金の対象とするか、対象とならないならば代替財源を国において確保してほしい。
- ・ 今後、新たな目的のために別の支援金制度を創設できてしまいかねない点は懸念。
- ・ 雇用保険財源に関わる施策に使用する財源については、その施策や財源の趣旨を踏まえて適切なのか、関係する審議会において十分な議論を行うべき。

- ・ 高等教育費の負担は課題である。
- ・ 育児休業給付の給付率の引き上げ、時短勤務時の給付の創設などについては、失業等給付とのバランスや給付の対象とならない者との公平性などの観点から、慎重に検討すべき。

医療保険者に支援納付金の納付等をお願いすることについて

- ・ 社会保障制度のうち医療保険制度の仕組みを活用することは、賦課対象者の広さという観点から合理性がある。
- ・ 高齢期向けの社会保険の存在が少子化の原因となっていることも考えると、そうした社会保険が自らの制度の持続可能性を高めるためにも、こども・子育て支援の財源調達に協力するという考え方もできる。国民みんなの間での連帯意識を醸成していくことに貢献するメッセージ性を持つ。
- ・ 医療保険制度が他の保険制度より幅広く対象にしていることは間違いなく、この活用が効果的であることは理解するが、その他の方法も排除することなく、幅広く検討してほしい。
- ・ 保険者に過度な負担がかからないように配慮してほしい。
- ・ 医療保険者が支援金の徴収・納付事務を行うのであれば、あくまでも代行徴収という位置づけにとどめるべき。
- ・ 医療保険者が支援金の賦課・徴収事務に協力を求められるとしても、国の事務に協力するものとして、医療保険制度とは切り離して設計を進めてほしい。細部を含めた制度設計を国において行い、国がしっかりと説明して関係者の理解を得てほしい。
- ・ 実際に医療保険の賦課・徴収ルートを活用するという方向で今後具体的な設計がされていく場合には、国保をはじめとした医療保険制度の運営にマイナスの影響及ぶことがないように十分留意してほしい。支援金制度の導入が収納率の悪化をもたらすことのないように十分配慮して検討してほしい。

医療保険者に賦課・徴収をお願いするとした場合の論点

- ・ 被用者保険においては、子ども・子育て拠出金のように国が定めた一定の率による徴収としていただきたい。
- ・ 戦略方針では、支援金制度は賦課対象を含め、負担能力に応じた公平な負担とすることを検討することとされており、金融所得については確定申告の有無により保険料負担が異なる状況となっていることから、金融所得も適切に勘案する方式にするべきではないか。
- ・ 金融資産についても把握できるなら、長期的には考慮していくべき。
- ・ 保険者の事務負担増に対しては、財政措置を講じるなど、万全の対応をしてほしい。システムの開発や保守・運用に必要な費用については、国庫補助により保険者に財政負担が生じないようにしてほしい。
- ・ 支援金について滞納が生じた場合に、その滞納によって当然財源不足となるが、誰が責任を負うことになるか検討してほしい。

新たな特別会計について

- ・ こども金庫を設けることの意義は、財政の流れが一元化され、制度の透明性が向上するという点が重要。
- ・ 特別会計を設ける意義は、こども・子育て政策の予算財源を単に集めて区分経理することだけではなく、国民・企業などの負担者に対し、その政策効果を見える化することが重要。
- ・ こども特例公債は、給付の開始時期と支援金の導入時期の相違をつなぐための創設時のみの一時的な枠組みであり、これに一定の償還期限を設けることや、導入後の支援金も償還に充当することを含め、保険料計算の基礎を掘り崩すものとはまでは言えず、許容される。

透明性の確保について

- ・ 支援金率の上限を法定することは当然であり、仮に余剰が生じた場合には精算の仕組みを設けて率を下げるべき。
- ・ こども・子育て政策については、医療や介護と違い、対象のこどもの数がどんどん増えていくわけではないということも議論の前提に置いてよい。
- ・ 医療・介護のような自然増は当面考えにくいと思うが、規模や見通しが見えない中では上限設定は不可欠。
- ・ 毎年度の関係者の意見聴取について、形式的なものとならないよう、意見が反映されるような仕組みとしてほしい。
- ・ 「加速化プラン」が人口減少にどのような効果を及ぼすかが重要であり、重点的に見える化をしてほしい。
- ・ こども金庫の中には、公費、支援金、事業主拠出金、雇用保険料、様々な財源が含まれる。将来的にはこれらの整理が必要。